

石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱

(令和3年9月30日石岡市告示第561号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号）第124条の規定により実施する最低制限価格制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示により最低制限価格を設定する建設工事は、競争入札で行う1件の請負に付する額が130万円を超える建設工事を対象とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度をいう。
- (2) 最低制限価格 最低制限基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいう。
- (3) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (4) 無作為（ランダム）係数 無作為（ランダム）に算出される1.0000から1.0099までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (5) くじ番号 1から10までの数字をいう。

(最低制限基本価格の設定)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった額の合計額（1万円未満切捨て）とする。ただし、当該最低制限基本価格の額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木工事等

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）
- ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事
- ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、最低制限価格を設けた工事に係る一般競争入札又は指名競争入札を行うときは、当該入札に係る公告等に最低制限基本価格及び最低制限価格を設けた旨を明記しなければならない。

（最低制限基本価格の決定）

第6条 入札執行者は、告示日等に第4条に定める方法により最低制限基本価格を決定する。

（無作為（ランダム）係数の決定）

第7条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者（入札者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員）にくじを引かせ、無作為（ランダ

ム) 係数表(別表)に基づき無作為(ランダム)係数を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、決定した無作為(ランダム)係数は、当該開札日に最低制限価格を設定する全ての案件に適用する。
- 3 開札執行者は、書面に第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認を求めるものとする。
- 4 第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数は、入札会場に開札終了まで掲示するものとする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とするものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、施行令第167条の8第4項の規定にかかわらず、当該入札を終了するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格の決定経緯の記録)

第9条 入札執行者は、最低制限基本価格、無作為(ランダム)係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(補足)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に行う公告又は指名通知した競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年5月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に新たに公告又は指名通知した競争入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に新たに公告又は指名通知した競争入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した競争入札については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

無作為（ランダム）係数表

		くじ番号2回目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
くじ番号 1 回目	1	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
	2	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
	3	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
	4	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
	5	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049
	6	1.0050	1.0051	1.0052	1.0053	1.0054	1.0055	1.0056	1.0057	1.0058	1.0059
	7	1.0060	1.0061	1.0062	1.0063	1.0064	1.0065	1.0066	1.0067	1.0068	1.0069
	8	1.0070	1.0071	1.0072	1.0073	1.0074	1.0075	1.0076	1.0077	1.0078	1.0079
	9	1.0080	1.0081	1.0082	1.0083	1.0084	1.0085	1.0086	1.0087	1.0088	1.0089
	10	1.0090	1.0091	1.0092	1.0093	1.0094	1.0095	1.0096	1.0097	1.0098	1.0099